



桜葉子姫

平成28年4月から 子ども医療費助成の外来分を 中学校3年生まで拡大します！

子育て支援を目的として、平成28年4月から子ども医療費助成の対象を中学校3年生まで拡大します。

4月から中学校1年生～3年生に進級するお子さんで、子ども医療費助成を受給中の方は、3月中に新しい受給者証(ピンク色)を郵送します。4月以降は有効期間を確認し、現在お使いのものと差し替えて利用ください。

すでに子ども医療費助成制度に登録されている方は申請の必要はありません。まだ申請がお済みでない方は、手続きを行ってください。

現在

外来	0歳～小学校6年生
入院	0歳～中学校3年生



平成28年4月から

外来	0歳～小学校6年生	中学校1～3年生
入院	0歳～中学校3年生	

申請手続き

受付場所 保険年金課医療係(本庁舎1階)

受付時間 平日8:30～17:15

申請期限 平成28年4月28日(木)まで

！ 手続きが完了するまでは医療費助成を受けられません

- 4月28日までに手続きが完了し、受給資格があると判定
⇒4月1日にさかのぼって助成の対象とします
- 4月29日以降に手続きを完了し、受給資格があると判定
⇒手続きが完了した日から助成の対象となります

所得制限額

所得審査があり、保護者の所得が一定以上の場合は、受給の対象となりません。あらかじめご了承ください。

扶養親族数	所得制限限度額
0人	3,401,000円
1人	3,781,000円
2人	4,161,000円
3人	4,541,000円
4人以上	1人につき380,000円加算

申請手続きに必要な書類

- ①印鑑(朱肉を使うもの)
- ②お子さんの健康保険証(コピー不可)
- ③保護者の通帳またはキャッシュカード(貯蓄口座不可、コピー可)
- ④平成27年度所得証明書(受給者とその配偶者のもの)
 - ※平成26年中の所得、控除内容、扶養人数が記載されている所得証明書です
 - ※平成27年1月1日に塩竈市に住所のある方で所得が確認できる方は不要です
 - ※平成27年1月1日時点で別の市区町村に住所があった方、または別の市区町村にて課税されている方は、それぞれの市区町村からお取り寄せください。取り寄せ方法は各市区町村に問い合わせください
 - ※配偶者控除の適用を受けている場合、配偶者の所得証明書は不要です
- ⑤マイナンバーカード(個人番号カード)または、個人番号通知カードと身分証明書(受給者とその配偶者のもの)



問 保険年金課医療係 ☎355-6519